

西胆振行政事務組合訓令第5号

西胆振行政事務組合のハラスメントの防止等に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

西胆振行政事務組合管理者 菊谷秀吉

西胆振行政事務組合のハラスメントの防止等に関する要綱（平成30年訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 職場 職員（会計年度任用職員等を含む。ただし、構成市町の併任職員を除く。以下同じ。）が職務に従事する場所をいい、出張先その他職員が通常勤務する場所以外の場所及び親睦会等の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。
- (2) ハラスメント セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントの総称をいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 他の職員を不快にさせる職場における性的な言動
- (4) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、継続的に他の職員に精神的な苦痛や不快感を与える言動
- (5) ハラスメントに起因する問題 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントにより職員の職場環境又は健康が害されること及び当該対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

（職員の責務）

第3条 職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ職場環境を害することを自覚し、職員が互いに人権を尊重するという意識のもとに、職務を遂行しなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 所属長は、ハラスメントに関する相談若しくは苦情の申出（以下「相談等」という。）、当該相談等に係る調査への協力又はハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（ハラスメント対策委員会の設置）

第5条 職場のハラスメントを防止し、職員からの相談と通報の窓口となるハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第6条 委員会の組織は、以下のとおりとする。

- 2 委員会の委員は、各所属の司令補以下の者から消防長が指名する職員によって構成され、消防本部総務課長及び消防長が特に必要と認めた職員がオブザーバーとして参加する。
- 3 委員長、副委員長及び記録担当者は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等により欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 8 委員の任期は、当該年度末までとする。
- 9 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(研修)

第7条 委員はその在任中に適切な研修の受講等により、ハラスメントについて見識を深めると共に、相談の窓口として必要なスキルを身につけるものとする。

(所掌事務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 日頃から職場でのハラスメントに注意し、その抑止力となるよう努めること。
- (2) ハラスメントを防止するための施策について、消防長に提言を行うこと。
- (3) ハラスメントに関する職員からの相談と通報の窓口となり、それらの事案があった場合は消防本部総務課長へ報告すること。
- (4) 消防長の諮問により発生したハラスメント事案の調査と検証を行い、ハラスメント認定の是非を消防長に答申するとともに、当事者へ通知すること。

(調査と検証)

第9条 委員会は、前条による消防長の諮問を受け、発生したハラスメント事案に関する調査と検証を行うため、関係者への聴取等を行うことができる。

- 2 委員長は、委員の一部又はオブザーバーを調査員に任命して前項の調査を行わせることができる。
- 3 委員会は、適切な調査と検証に基づき、公平かつ公正な審査を行わなければならない。

(対応措置)

第10条 消防長は、委員会の提言に基づきハラスメントを防止する施策を実行するものとし、第8条第4号による答申を受けたときは、内容に応じ懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護等)

第11条 委員及びオブザーバーは、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けることのないように留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

ハラスメント対策委員会フロー図

